

プラスチック資源の一括回収・再資源化方法に関するサウンディング型市場調査 質問回答表

NO.	質 問	回 答
1	自社グループ外の企業を含めた提案でも良いか	問題ありません。
2	再資源化とはなにか？	今回の調査でいう「再資源化」とは、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に規定する「再資源化」及び「再商品化」と同等の行為とします。
3	費用について、正確に答える必要があるか	現時点での仮定（見込）で構いません。また、算出が困難な場合は「不明」と回答いただければ問題ありません。
4	市内で再資源化するスキームでの提案しかできないのか	実施要領2の①又は②とおり、市内で再資源化を行わない、市内でベール化し市外で再資源化を行うフロー等で提案いただいてもかまいません。
5	一廃と産廃の両方の許可を頂く事は可能でしょうか	関係法令・計画棟等（廃棄物処理法、一般廃棄物処理基本計画など）の各種要件を満たせば可能です。
6	産廃の許可内容はこちらの事業方針に基づいて申請する事は可能でしょうか。	可能です。

NO.	質 問	回 答
7	新たに許可を頂くのを前提にした場合、いつまでに施設の設置が終わっていれば良いでしょうか。	実施要領4の前提条件にあるとおり、遅くとも令和12年度までに事業の実施が必要です。なお、廃棄物処理施設の設置には、設置前に、事前相談・事前手続き・設置許可申請などが必要です。
8	集積場所はいくつかの拠点を設ける事を考えていますでしょうか。また、ある程度想定されているエリアはございますでしょうか。	プラスチックの中間処理施設の拠点数及び地域における収集方法等やエリアなどについては、今回の調査結果を踏まえ検討させていただきます。
9	上記に関連しての質問ですが、拠点数に関しては受入量と処理能力のバランスを考慮したうえでの拠点数を提案する事は出来そうですでしょうか。	可能です。
10	施設設置において、近隣住民対応にご協力いただけますでしょうか。	本事業の円滑な実施のため、本市が必要と判断した場合は協力いたします。
11	広域での回収を想定してもよいでしょうか。	可能です。
12	他の市町村との協議において静岡市様のご協力をお願いできますでしょうか。	他市の一般廃棄物を含めた広域処理が、本事業の実施のために必要と本市が判断した場合は、協力いたします。
13	処理後のフローは、リスクヘッジとして複数パターンを想定しております。排出先との契約などの証跡の提出は必要でしょうか。	本調査における提出は不要です。

NO.	質 問	回 答
14	<p>契約後、リサイクル効率を高めるための処理フローの改定は可能でしょうか。</p>	<p>本調査結果等を参考に本市が別途発注するプラスチック資源の再商品化業務の契約条項（現時点では確定しておりません）や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引」に基づき、必要な手続きが行われれば、契約締結後の処理フローの変更は可能です。</p>
15	<p>検討している施設で、一廃と産廃は分けて処分を行う前提で、プラの産業廃棄物処理を行うことは問題ないでしょうか？</p>	<p>必要な許可手続き等が実施されていれば、問題ありません。</p>
16	<p>容器包装プラスチックと製品プラは回収スタート時から一括回収でおこないますか？</p>	<p>実施要領4の前提条件にあるとおり、スタート時から、プラスチック資源を同一のごみ袋で集積所にて収集する前提としてください。</p>
17	<p>回収は全市一斉に開始しますか？段階的に回収地域を広げていきますか？</p>	<p>必要に応じて、地域を限定したモデル事業の実施も検討いたします。</p>
18	<p>残渣とは、何を意味しますか？①プラスチック以外物の例えば食品残渣、金属等②マテリアルリサイクル時のマテリアルできない物？</p>	<p>残渣とは、再商品化工程において発生したプラスチック資源以外のもの、又は再商品化に適さないプラスチックを指します。</p>
19	<p>静岡市内で用地取得の目処が立っており、図 2-3 プラ新法第33条の施設を検討しています。認定期間が3年間ですが、期間の延長を検討いただく事は可能でしょうか？</p>	<p>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則第5条にて、再商品化計画は3年と定められているため、延長はできません。3年経過後は、新規の計画として認定申請が必要となります。</p>